

令和7年（2025年）

旭川市議会議案

第2回臨時会

令和7年4月9日開会

令和7年 月 日閉会

令和7年度旭川市一般会計補正予算について

令和7年度旭川市一般会計補正予算を別冊のとおり定める。

令和7年4月9日提出

旭川市長 今 津 寛 介

旭川市消防団員等公務災害補償条例の一部を
改正する条例の制定について

旭川市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年4月9日提出

旭川市長 今 津 寛 介

旭川市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

旭川市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年旭川市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「9,100円」を「9,700円」に改め、同号ただし書中「14,200円」を「14,500円」に改め、同条第3項中「みち」を「途」に、「第1号又は第3号から第6号までのいずれか」を「、第1号」に、「217円」を「100円」に、「333円」を「383円を、第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円」に改め、同条第4項中「間（以下この項において「特定期間」という。）」を「間」に、「特定期間に」を「当該期間に」に改める。

別表中

「 団長及び副団長	12,500円	13,350円	14,200円	を
	10,800	11,650	12,500	
	9,100	9,950	10,800	
」				
「 団長及び副団長	円 12,900	円 13,700	円 14,500	に改
	11,300	12,100	12,900	

9, 7 0 0	1 0, 5 0 0	1 1, 3 0 0
----------	------------	------------

める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この条例（第5条第3項の改正規定中「みち」を「途」に、「217円」を「100円」に改める部分を除く。）による改正後の旭川市消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）第5条第2項及び第3項並びに別表の規定は、令和7年4月1日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由の生じた旭川市消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに適用日前に支給すべき事由の生じた適用日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び適用日前に支給すべき事由の生じた適用日以前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。
- 3 この条例による改正後の旭川市消防団員等公務災害補償条例第5条第3項（同項第1号に該当する者に係る補償基礎額に加算する額の部分に限る。）の規定は、施行日以後に支給すべき事由の生じた損害補償及び施行日前に支給すべき事由の生じた施行日以後の期間に係る傷病補償年金等について適用し、施行日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び施行日前に支給すべき事由の生じた施行日以前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。
- 4 適用日から施行日の前日までの間に、この条例による改正前の旭川市消防団員等公務災害補償条例の規定に基づいて支給された同条例第5条第1項に規定する損害補償は、新条例第5条第1項に規定する損害補償の内払とみなす。

（説 明）

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正等に伴い、旭川市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市税条例の一部を改正する条例の制定について

旭川市税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年4月9日提出

旭川市長 今津寛介

旭川市税条例の一部を改正する条例

旭川市税条例（昭和43年旭川市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第20条中「又は扶養控除額」を「、扶養控除額又は特定親族特別控除額」に改める。

第23条の2第1項第3号中「及び第3号」を「から第4号まで」に、「（同条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）並びに」を「及び」に改め、同号ウ中「所得税法第78条第3項に規定する特定公益信託」を「公益信託」に改め、「又は北海道教育委員会」を削り、「主たる受益の範囲が市の区域内である」を「市の区域が受益の範囲に含まれる」に、「金銭」を「当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金で市長が認めるもの」に改める。

第27条第1項ただし書中「若しくは法第314条の2第4項」を「、法第314条の2第4項」に改め、「扶養控除額」の次に「若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第28条の2第1項第3号及び第28条の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」を加え、同条第8項中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

第28条の2第1項第3号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

第28条の3第1項中「者に限る。）」の次に「若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）」を加え、同項第3号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

第76条中第13項を第14項とし、第12項を第13項とし、第11項の次に次の1項を

加える。

12 市長は、法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかつた場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第5条の2第1項に規定する管理組合の管理者等から法附則第15条の9の3第2項に規定する期間内に施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第15条の9の3第1項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項の規定を適用することができる。

第85条第3項中「その他規則」を「又は免許情報記録個人番号カード（道路交通法（昭和35年法律第105号）第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）及び規則」に、「同項第3号」を「第1項第3号」に改め、同項第5号中「定格出力」の次に「（第86条第1号ウに掲げる原動機付自転車にあつては、原動機の型式、総排気量及び最高出力）」を加え、同条中第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報（道路交通法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。）を確認するために必要な措置を受けなければならない。

第86条第1号ア中「エ」を「ウ及びオ」に改め、同号イ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号エを同号オとし、同号ウ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号ウを同号エとし、同号イの次に次のように加える。

ウ 2輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のもの 年額 2,000円

第92条第2項第4号中「定格出力」の次に「（第86条第1号ウに掲げる原動機付自転車にあつては、原動機の型式、総排気量及び最高出力）」を加える。

第97条第3項第1号中「及び巻紙」を「その他の施行規則第16条の2の2で定めるもの」に改める。

附則第6条を次のように改める。

（加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例）

第6条 令和8年4月1日以後に第95条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等（次項において「売渡し等」という。）が行われた加熱式たばこ（第95条第1号

オに掲げる加熱式たばこをいい、第96条の2の規定により製造たばことみなされるものを
含む。以下この条において同じ。)に係る第97条第1項の製造たばこの本数は、同条第3
項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法に
より換算した紙巻たばこ(第95条第1号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次
項において同じ。)の本数によるものとする。

(1) 葉たばこ(たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。)を原料の全部又は
一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ(当該葉たばこ
を原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第8条の4の2に規定するところにより
直接加熱することによつて喫煙の用に供されるものに限る。) 当該加熱式たばこの重量
(フィルターその他の施行規則附則第8条の4の3に規定するものに係る部分の重量を除
く。以下この項から第3項までにおいて同じ。)の0.35グラムをもつて紙巻たばこの
1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未
満である場合にあつては、当該加熱式たばこの1本をもつて紙巻たばこの1本に換算する
方法

(2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもつ
て紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たり
の重量が4グラム未満である場合にあつては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもつ
て紙巻たばこの20本に換算する方法

2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第1号ただし書及び第2号ただし書の規定の適
用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡
し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごと
の数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこ
の本数に換算する方法により行うものとする。

3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未
満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

4 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ(第96条の2の規定により製造たばことみなされる
ものに限る。)のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。

(1) 第1項第1号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの

(2) 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ(第96条の2の規定により製造たばことみなされ
るものを除く。)と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ(同条の規定により製造たば

ことみなされるものに限る。)であつて当該加熱式たばこのみの品目のもの

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第20条、第27条第1項ただし書、第28条の2第1項第3号及び第28条の3第1項の改正規定並びに附則第2条(第2項を除く。)の規定 令和8年1月1日
- (2) 第97条第3項第1号及び附則第6条の改正規定並びに附則第5条の規定 令和8年4月1日
- (3) 第23条の2第1項第3号の改正規定及び附則第2条第2項の規定 公益信託に関する法律(令和6年法律第30号)の施行の日の属する年の翌年の1月1日
(市民税に関する規定の適用)

第2条 改正後の旭川市税条例(以下「新条例」という。)第20条及び第27条第1項ただし書の規定は、令和8年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和7年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 所得税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第8号)附則第3条第1項の規定の適用がある場合における前条第3号に掲げる規定による改正後の旭川市税条例第23条の2第1項(第3号ウに係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第3号ウ中「寄附金」とあるのは、「寄附金(所得税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第8号)附則第3条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第1条の規定による改正前の所得税法第78条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。)」とする。

3 令和8年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第27条第1項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額(特定親族(同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第28条の2第1項第3号及び第28条の3第1項において同じ。)(前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。))に係るものを除く。)」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。

4 新条例第28条の2第1項の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日(以下「1号施行日」という。)以後に支払を受けるべき新条例第27条第1項ただし書に規定する給与について提出する新条例第28条の2第1項及び第3項の規定による申告書について適用し、

1号施行日前に支払を受けるべき改正前の旭川市税条例（以下「旧条例」という。）第27条第1項ただし書に規定する給与について提出した旧条例第28条の2第1項及び第3項の規定による申告書については、なお従前の例による。

- 5 新条例第28条の3第1項の規定は、1号施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第28条の3第1項の規定による申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第28条の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する規定の適用）

第3条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和7年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和6年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する規定の適用）

第4条 新条例第86条（第1号に係る部分に限る。）の規定は、令和7年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和6年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

（市たばこ税に関する規定の適用）

第5条 次項に定めるものを除き、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであつた加熱式たばこ（新条例附則第6条第1項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。）に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

- 2 令和8年4月1日から同年9月30日までの間に、旭川市税条例第95条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第97条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項及び新条例附則第6条の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

(1) 旭川市税条例第97条第3項の規定により換算した紙巻たばこ（新条例附則第6条第1項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。）の本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

(2) 新条例附則第6条の規定により換算した紙巻たばこの本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

- 3 前項各号に掲げる製造たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨

てるものとする。

(説 明)

地方税法等の一部改正等に伴い、旭川市税条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について

旭川市都市計画税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年4月9日提出

旭川市長 今 津 寛 介

旭川市都市計画税条例の一部を改正する条例

旭川市都市計画税条例（昭和31年旭川市条例第27号）の一部を次のように改正する。

附則第2項第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

附則第12項中「第34項若しくは第45項」を「第33項若しくは第44項」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の旭川市都市計画税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和6年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

（説 明）

地方税法等の一部改正に伴い、旭川市都市計画税条例の一部を改正しようとするものである。

契約の締結について

次の工事請負契約を締結したいので、議会の議決を求める。

令和7年4月9日提出

旭川市長 今津寛介

- | | |
|-----------|---|
| 1 工 事 名 | 旭川空港侵入警戒センサー電気設備工事 |
| 2 契 約 金 額 | 269,500,000円 |
| 3 契約の相手方 | クマザキ・大東・中央共同企業体
株式会社クマザキ電工
大東電気工事株式会社
中央電設株式会社 |
| 4 契約の方法 | 一般競争入札（条件付き） |

変更契約の締結について

令和6年6月24日に契約の締結の議決を経た旧総合庁舎解体工事について、次のとおり契約金額に係る変更契約を締結したいので、議会の議決を求める。

令和7年4月9日提出

旭川市長 今津寛介

変更前の契約金額	796,070,000円
変更後の契約金額	752,370,066円



契約の締結について

次の工事請負契約を締結したいので、議会の議決を求める。

令和6年6月13日提出

旭川市長 今 津 寛 介

- | | |
|-------------|---|
| 1 工 事 名 | 旧総合庁舎解体工事 |
| 2 契 約 金 額 | 796,070,000円 |
| 3 契約の相手方 | 橋本川島・盛永共同企業体
株式会社橋本川島コーポレーション
株 式 会 社 盛 永 組 |
| 4 契 約 の 方 法 | 一般競争入札（条件付き） |

専決処分の報告について

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定による長の専決処分事項の指定により、次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和7年4月9日提出

旭川市長 今津寛介

損害賠償の額	専決処分年月日	事故発生年月日 及び場所	過失割合 (%)
50,000円	令和7年3月25日	令和7年1月20日 旭川市南2条通21丁目	市 50 相手方 50

専決処分の報告について

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定による長の専決処分事項の指定により、次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和7年4月9日提出

旭川市長 今津寛介

損害賠償の額	専決処分年月日	事故発生年月日 及び場所	過失割合
154,495円	令和7年3月25日	令和7年2月4日 旭川市7条通10丁目	市 100%

専決処分の報告について

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定による長の専決処分事項の指定により、次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和7年4月9日提出

旭川市長 今津寛介

整理番号	損害賠償の額 (円)	専決処分年月日	事故発生年月日 及び場所	過失割合 (%)
1	11,110	令和7年3月25日	令和6年12月4日 旭川市神楽5条2丁目	市 100
2	248,622	令和7年3月25日	令和7年1月20日 旭川市豊岡4条2丁目	市 100
3	56,650	令和7年3月25日	令和7年1月25日	市 100
4	56,650	令和7年3月25日	旭川市豊岡6条4丁目	